

見積合わせ案件

業務名	京都府よろず支援拠点ホームページリニューアル業務
納入場所	公益財団法人京都産業21 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
納入期限	令和7年1月31日(金)
仕様書	別添のとおり
見積書提出期間	令和6年10月29日(火)～令和6年11月5日(火) 9時00分から17時00分まで
見積書提出方法	郵送又は持参により下記まで提出してください。(提出期間内必着)
見積書提出場所	公益財団法人京都産業21 お客様相談室 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
見積合わせ参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の受託実績があり業務手法に精通していること。 ② 仕様書に関する様々な要望に応じ、柔軟に対応できること。 ③ 短期間の集中業務にも遅滞なく対応できる体制を有すること。 ④ 本件に関する永続的な秘密保持を確約できること。 ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程により、京都府その他自治体から入札参加資格を取り消されていないこと。 ⑥ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 ⑦ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人でないこと。 ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
質問等受付期限	令和6年10月30日(水) 17時00分まで 下記まで、メール又はファックスでお願いします。
担当	公益財団法人京都産業21 お客様相談室(担当:吉田、柴田) TEL:075-315-8660 FAX:075-315-9091 メール: shibata@ki21.jp

京都府よろず支援拠点ホームページリニューアル委託業務仕様書

上記業務に伴う仕様は下記のとおりとする。

記

1. 委託業務名

京都府よろず支援拠点ホームページリニューアル業務

2. 委託期間

契約日から令和7年1月31日（金）まで

3. 業務の目的・内容

京都府内の小規模事業者・中小企業がよろず支援拠点（以下、「拠点」とする）に関心を持ち、活用してもらいやすいようフェスブック等SNSとの連携させたホームページを作成し、拠点で支援した事例や拠点が実施するセミナー等の支援情報を広くPRを行い、来訪相談者の導線を図るとともに企業支援の充実を図る。

リニューアル内容の目的

(1) 情報検索性の向上

ほしい情報に素早く到達できる構成・デザインであること。
PCもスマートフォンにも対応したレスポンスであること。

よろず支援拠点コーディネーターが行う支援内容を明確に表現する。

(2) ホームページからの集客力アップ

アクセス数アップ、相談予約完遂率の向上を図る。

(3) メンテナンス性の向上

よろず支援拠点コーディネーター、実施機関職員が掲載内容の追加、修正等メンテナンスが容易で、特定のWEBソフトに頼らないホームページであること。

※WordPressのフルサイト編集ができること

4. 納品物

(1) WEBページ一式

(京都府よろず支援拠点WEBサイト上で閲覧できる状態)及び電子媒体1部
注) 電子媒体はCD-RもしくはDVD-RまたはCO-ROMとする。

(2) 委託業務完了報告書

(3) 納品書

5. 納品場所

公益財団法人京都産業21 お客様相談室

所在地：京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内

6. 主なコンテンツの内容

作成にあたってはWordPressにより以下の(1)～(11)を作成

(1) トップページ(よろず支援拠点の紹介)

(2) コーディネーターの紹介(コーディネーターは20人程度)

・コーディネーター詳細ページでは、各コーディネーターが開催するよろず塾/開催セミナーを表示しリンクさせること。

- (3) セミナー情報、案内ページ
- (4) セミナー開催報告等レポート情報
- (5) 相談事例集
- (6) 相談予約フォーム
- (7) セミナー申込フォーム（（2）と関連）
- (8) メールマガジン登録
- (9) 個人情報保護方針
- (10) 他支援機関のリンク
- (11) その他必要となるページ

7.リニューアルに付随する作業

- (1) 新規サーバー契約に伴う、旧サーバーからの移転作業
※ドメインの切り替え設定作業含む
- (2) WordPress のインストール・カスタマイズ作業
- (3) 過去記事の移管作業、コーディネーターの記事登録作業
- (4) 予約フォームの改善提案
- (5) 出張相談会予約の改善提案
- (6) 更新マニュアルの作成
- (7) 制作後1年間の技術サポート

8.その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めない事項については、公益財団法人京都産業21と協議するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱うこと。
- (3) 本業務は公益財団法人京都産業21の委託業務であり、業務の成果については公益財団法人京都産業21に帰属する。
- (4) 本仕様書に定められた事項に疑義が生じた場合は、公益財団法人京都産業21の指示に従うこと。
- (5) 日本国内に法人があり、5期以上の運営実績があること。
- (6) インボイスの登録が完了していること。
- (7) 過去に作成した制作実績を5件以上提示できること。

9. 再委託の制限

受注者は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。